

# 求職者のみなさまへ

## Safe Work Action 取組宣言事業場に注目してください！

- 1 **Safe Work Action**取組宣言事業場だと何が良いの？  
積極的に職場の安全衛生対策や労働条件向上に取り組んでいる事業場になります。
- 2 **Safe Work Action**ってなに？  
「**Safe Work Action**」は、令和8年10月1日※からスタートした佐賀労働局と佐賀・唐津・武雄・伊万里の各労働基準監督署による取組で、①職場の安全、②労働者の健康、③労働条件の3点について向上を図ることを目的とするものです。  
具体的には、事業者が上記の3点に関する取組事項を、宣言書に定めてこれを労働基準監督署に提出することにより内外に公開するとともに、「**Safe Work**」などをキャッチフレーズとするロゴマークを活用して、取組事項の達成を目指します。  
※ 武雄労働基準監督署は令和7年10月1日から実施
- 3 **Safe Work Action**取組宣言事業場とは  
労働基準監督署は、事業場から提出された宣言書の内容を確認し、佐賀労働局のホームページに公開します。その際に「**Safe Work Action**取組宣言事業場」として登録し、登録番号を振り出します。  
ハローワークの求人票の特記事項に、

**Safe Work Action**取組宣言事業場  
(〇〇労働基準監督署 登録番号第〇〇号)

との記載があれば、〇〇労働基準監督署が「**Safe Work Action**取組宣言事業場」として登録した事業場になります。

宣言書は、佐賀労働局ホームページ内の**Safe Work Action**専用ページからご覧いただけます。

**Safe Work Action**取組宣言事業場一覧

検索



武雄労働基準監督署の一覧

- 4 **Safe Work**とは  
「**Safe Work**」は、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。
- 5 ロゴマーク



佐賀労働基準監督署



唐津労働基準監督署



武雄労働基準監督署



伊万里労働基準監督署

背景のマークは、「未来への架け橋」と「虹」をイメージしてデザインしたものです。配色は、労働基準監督署ごとに異なり、地域の特色などを踏まえたものになっています。  
**Work**の「k」は、安全確認のため指差呼称を行う人物と明るい未来を指し示す人物を模したものです。

お問合せ先

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

佐賀労働基準監督署 安全衛生課（TEL：0952-38-5411）、唐津労働基準監督署 安全衛生課（TEL：0955-73-2179）  
武雄労働基準監督署 監督・安衛課（TEL：0954-22-2165）、伊万里労働基準監督署 監督・安衛課（TEL：0955-23-4155）